

我が国の農地と水

～これまで、そしてこれから～

〔 「元気な日本復活特別枠」 要望
戸別所得補償実施円滑化基盤整備
(施策の背景・必要性) 〕



農林水産省 農村振興局

目 次

I. 土地改良の歴史と意義

1. 世代を超えた歴史的な財産である農地と農業用水	1
2. 稲作の登場から近世に至る新田開発	2
3. 近代的土地改良の制度確立	3
4. 食料供給の基幹を担う大規模農業地域	4
5. 土地改良法の制定、食糧増産の時代、基本法下での対応	5

II. 農業農村整備の使命と改革の断行

6. 農業農村整備の改革の基本方針	6
7. 農地・農業用水のストック形成と今後の保全管理	7
8. 国営造成施設の効率的な保全管理（農業用水のストック）	8
9. 食料自給率向上に資する基盤整備と「新しい公共」の導入（農地のストック）	9
10. 農業農村整備の改革の概要	10

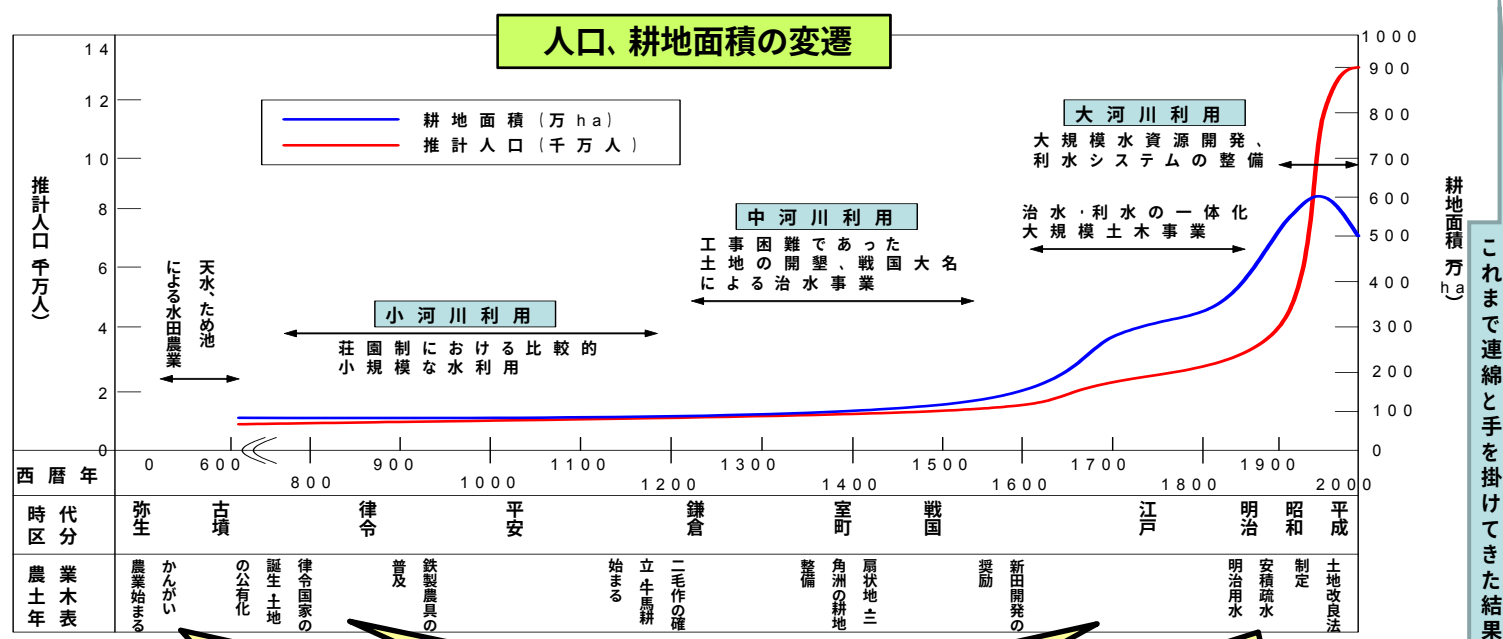
III. 特別枠要望：戸別所得補償実施円滑化基盤整備

11. 戸別所得補償制度における生産基盤整備の位置付け	11
12. 戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業の特徴	12
13. 戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業のしくみ	13

I. 土地改良の歴史と意義

1. 世代を超えた歴史的な財産である農地と農業用水

- 我が国では、二千年以上の永きにわたり、人間の生存にとって不可欠な食料を確保する農地と水に連綿と手をかけてきました。これは、太古の時代から時々の政府等が取り組んできた農地と水の開発の歴史です。
- 農地と水利施設が概成した現在、この歴史的な仕事は「保全管理」の段階に至っており、これらを良好な状態で次の世代に引き継ぐ必要があります。ただ、私たちの世代になって、厳しい農業情勢を受けてはじめて農地が減少する事態が発生しています。



農地

- ・水田 251万ha
- ・畑 210万ha

} 461万 ha

- ・水田の6割は区画整備済

水

- ・貯水池 1,200箇所
- ・取水堰 1,900箇所
- ・ポンプ場 2,800箇所
- ・水路 4万9千km
- ・水利施設の資産価値

25兆円

※施設数は基幹施設を対象

- 稲作の登場
- ・弥生時代中期に東北地方まで北進した稲作



垂柳遺跡 (青森県)

- 国家による農地・水利の強力な整備拡充
- ・今日にも残る条里制



周防国府跡 (山口県)

- 近世の用排水システム確立
- ・関東平野の大開発



見沼代用水 (埼玉県・東京都)

- 近代的土地改良制度確立
- ・地域農業振興に大きな寄与



安積疏水 (福島県)

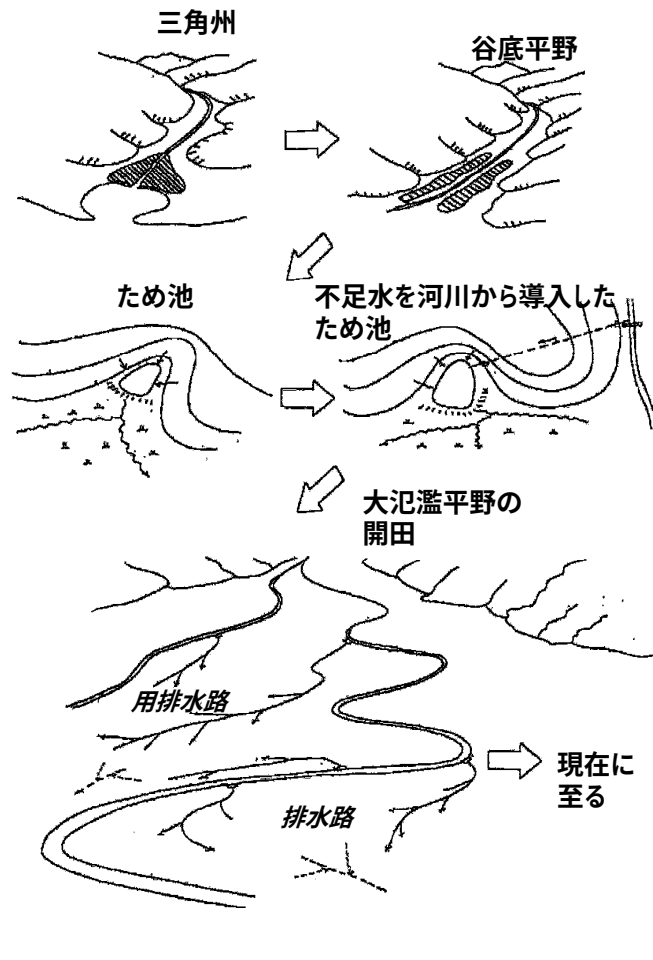
これらの貴重なストックの機能を効率的に維持し、有効に活用することにより、戸別所得補償制度を下支えする農業農村整備事業の展開へ

2. 稲作の登場から近世に至る新田開発

- 初期の水田は、比較的水を得やすい河川の下流部や谷地の湿地を利用し、その後鉄製農具の普及とともに湿地以外にも水田が拡大。
- 大化の改新(7世紀)により、公地公民制、班田収授法を採用。農地や水利の整備拡充が強力に進められ、今日にも残る条里制が確立。
- 中世に至り領主による大規模新田開発と、農業者による小規模開発の2つの形態によって各地で開発が進展。
- 江戸時代以降、各地で大規模な新田開発(安土桃山時代の耕地面積:約150万町歩→100年後の元禄時代:約300万町歩)がなされ、今日に至る農業農村整備の原型を形成。

○農業水利資産の発展過程

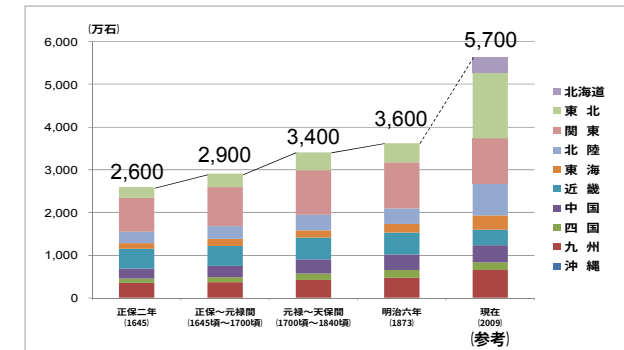
～農業水利資産は、我が国農業の大宗を占める
稲作の展開とともに段階的形成～



○垂柳遺跡(青森県) (弥生時代中期)



○近世における石高の増加



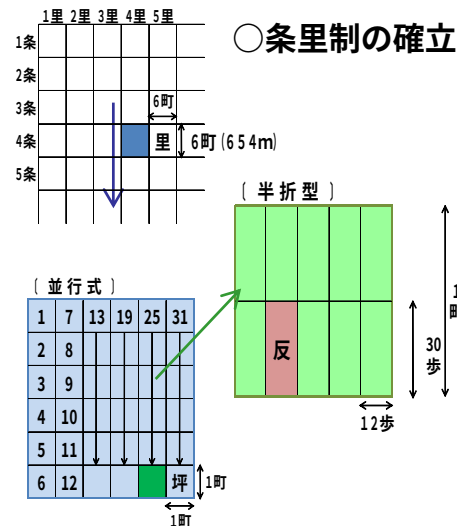
出典：新田開発 上巻 菊池利夫著

注1) 出典元の地域については、西奥・東奥を「東北」、西関東・東関東・中央高地を「関東」、畿内と周縁を「近畿」、山陰・山陽を「中国」として整理。

注2) 現在の石高については、平成21年度産水陸稲の収穫量(農林水産省作況調査)を基に整理。(1石当たり150kgとして換算)

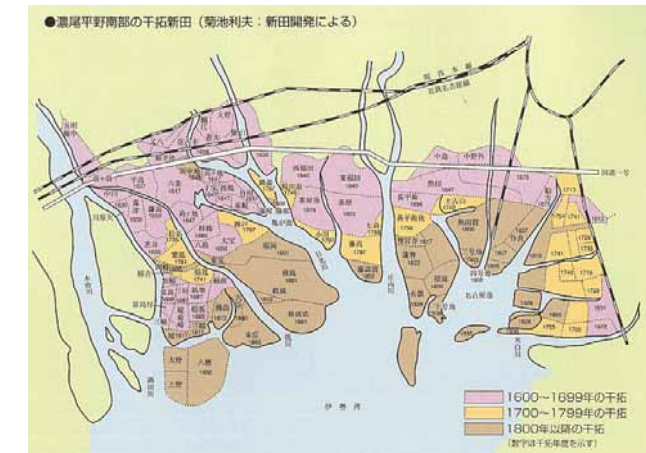
注3) 北海道・沖縄については、出典元において近世の石高データが存在しない為、現在のみでの整理。

○条里制の確立



○各地における大規模な新田開発

[濃尾平野地区の干拓新田]

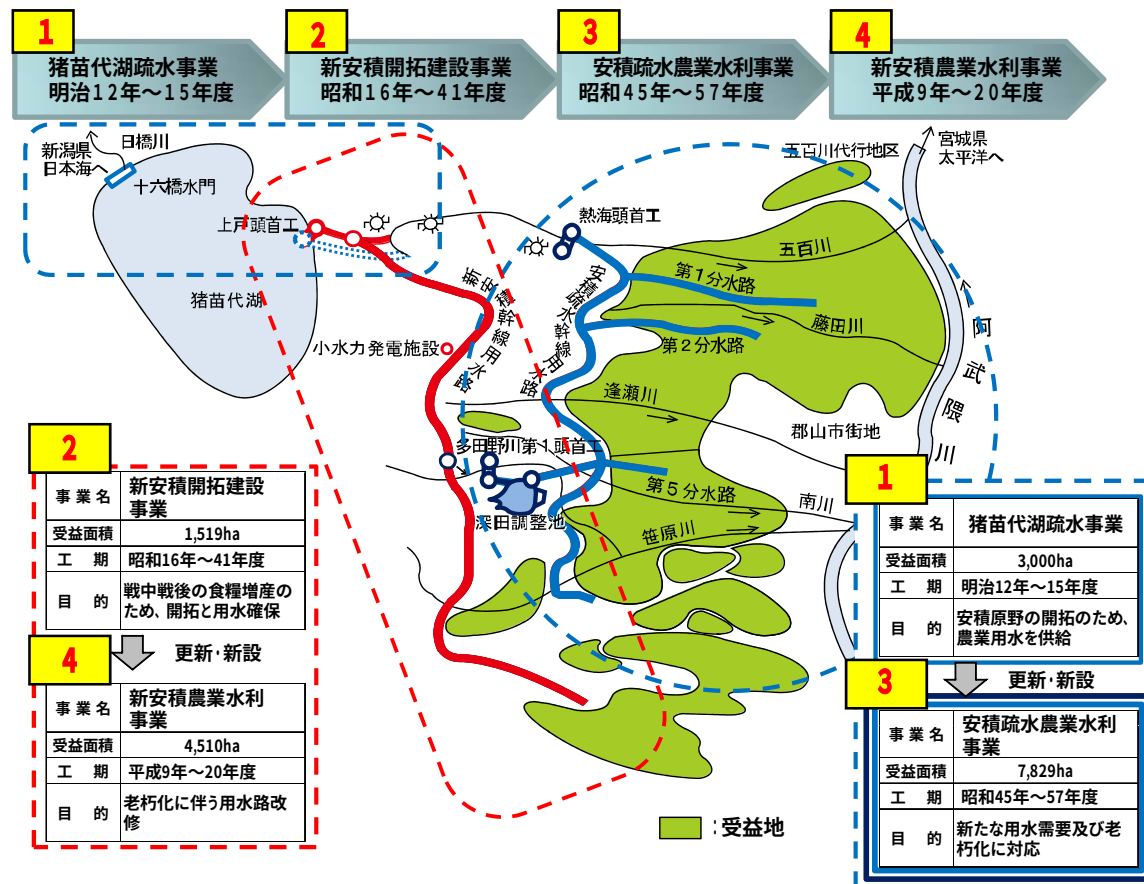


3. 近代的土地改良の制度確立

- 明治時代になり、士族の失業対策や殖産興業のため、各地で開発事業。大規模直轄事業として安積疏水、那須疏水を整備。北海道開拓も重要課題とされ、明治2年に開拓使が置かれ、急速に進展。
- 明治後期にはプロイセンの土地整理法の考え方を導入した耕地整理法(明治32年)や水利組合法(明治41年)を制定し、近代的土地改良の制度的基礎を確立。
- 昭和に入ると、いわゆる「昭和恐慌」の中で農村は破局的な危機。政府は積極的な公共投資政策を打ち出し、国営事業のさきがけとして巨椋池干拓に着工し、田沢疏水、三本木原など多くの国営開墾事業も実施。

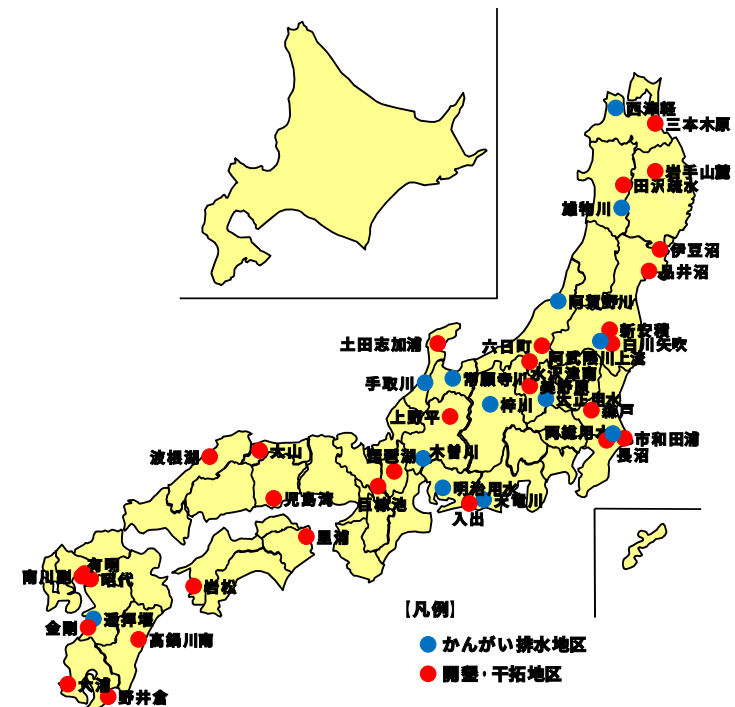
○安積疏水の整備

・明治期の疏水整備以降、開拓や用水確保・施設改修等のため
これまで数次にわたる国営事業を実施し、地域農業基盤を整備



○昭和初期における主な国営事業

～我が国有数の穀倉地帯を形成～



4. 食料供給の基幹を担う大規模農業地域

- 昭和初期に国直轄で開発された地域は、現在に至る食料供給の基幹を担う大規模農業地域を形成。
- 国営事業の実施を核として形成された農業地域は、全国の耕地面積の1／3程度を占め、麦・大豆等の主要穀物の生産は4割から5割を占める。

食料供給の基幹を担う大規模農業地域

- ・ 国営事業の実施を核として形成された農業地域は、

全国の耕地面積の1／3程度

	計	うち田	うち畑
全国*1	465万ha	253万ha	212万ha
うち 国営*2	156万ha (34%)	93万ha (37%)	63万ha (30%)

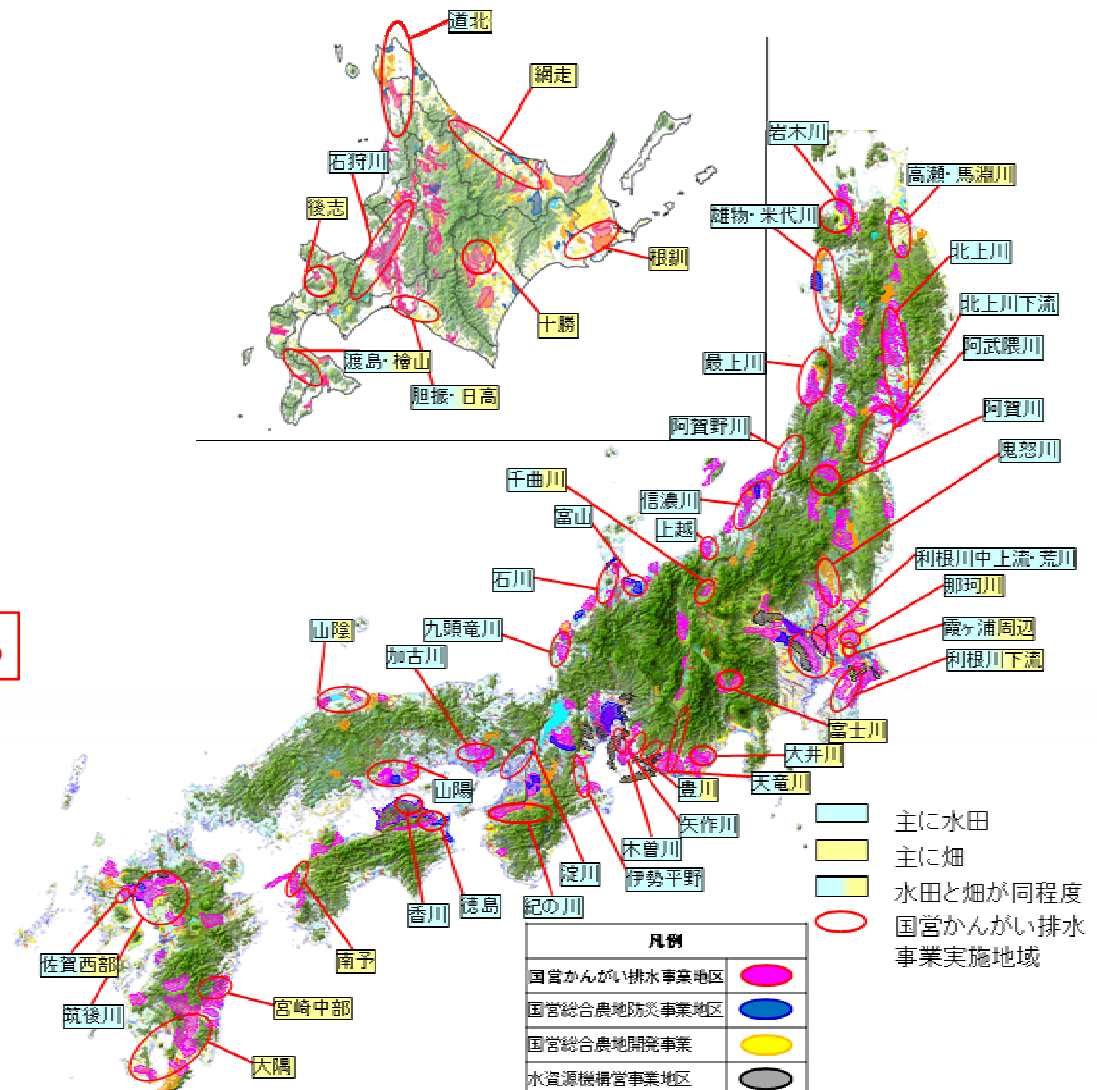
※1 H19年度現在で農林水産省調べ。

※2 H19年度現在で農村振興局調べ。

麦・大豆等の主要穀物は4割から5割を占める

作物名	作付面積 (千ha)		生産量 (千t)	
	対象地域	シェア	対象地域	シェア
水稻	630	38%	3,377	39%
麦類	137	52%	607	55%
大豆	58	42%	106	47%

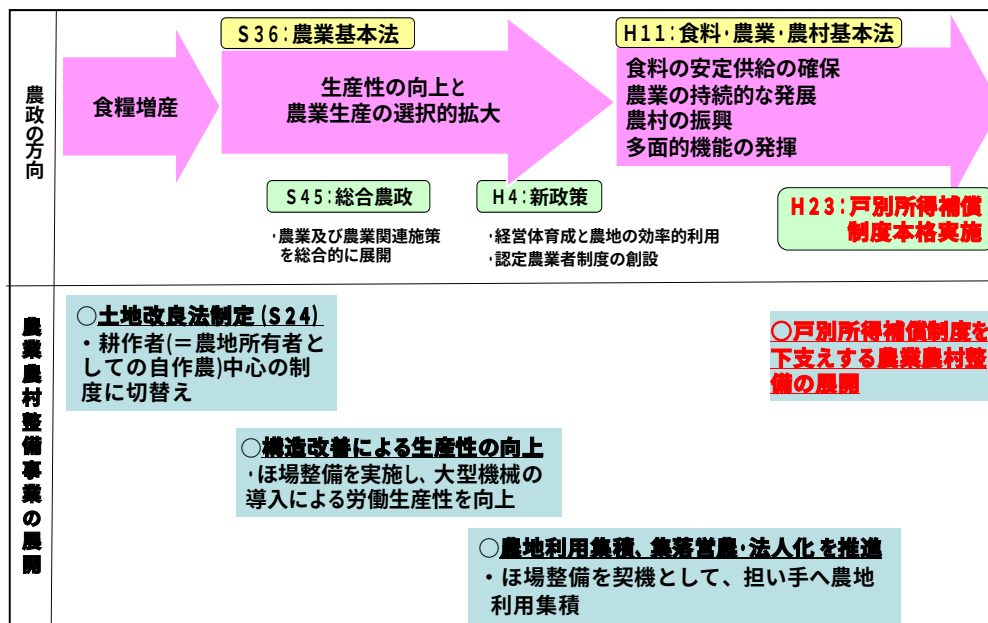
市町村別の農林水産統計 (H19) を元に農村振興局において集計



5. 土地改良法の制定、食糧増産の時代、基本法下での対応

- 昭和24年に戦後の農業農村整備事業の発展の出発点となる「土地改良法」を制定し、農家の申請・同意による事業実施を制度化。
- 戦後の食糧増産の時代においては、緊急開拓、水源開発などによる土地生産性の向上に重点。その後、高度成長期を迎える中、新たに大規模総合開発に取り組み、愛知用水、石狩川の篠津泥炭地域開発、根釧原野の開発事業等に着手。
- 旧農業基本法の下では、ほ場整備に伴う大型機械導入による労働生産性の向上等の構造政策を推進。その後の食料・農業・農村基本法下におけるほ場整備を契機とした担い手への農地利用集積、集落営農・法人化等の施策に至る。

○農政の方向と農業農村整備事業の展開



○耕地の拡張・かい廃の推移

